

必要資格一覧表

運転の資格など受講をご希望の方は、最寄の弊社拠点にご相談下さい。

機械区分		資格区分		公道走行の運転資格	
油圧ショベル (クローラ式)	ショベル クレーン付*	機体質量3t未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	
		機体質量3t以上		技能講習	
	最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	小型移動式クレーン	特別教育		
			最大吊上げ荷重1t以上5t未満		技能講習
ブレーカ付油圧ショベル		機体質量3t未満	車両系建設機械(解体用)	特別教育	
		機体質量3t以上		技能講習	
ホイールローダ		機体質量3t未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
		機体質量3t以上		技能講習	
ブルドーザ		機体質量3t以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
モータグレーダ		機体質量3t以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	大型特殊免許
クローラダンプ ホイールキャリアー		最大積載量1t未満	不整地運搬車	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
		最大積載量1t以上		技能講習	
ローラ		制限無し	締め固め用機械	特別教育	小型特殊及び大型特殊免許
クローラクレーン*		最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	小型移動式クレーン	特別教育	
		最大吊上げ荷重1t以上5t未満		技能講習	
クレーン付トラック*		最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	小型移動式クレーン	特別教育	中型免許及び大型免許
		最大吊上げ荷重1t以上5t未満		技能講習	
高所作業車		作業床高さ2m以上10m未満	高所作業車	特別教育	普通免許及び中型免許 (車両搭載車)
		作業床高さ10m以上		技能講習	
フォークリフト		最大荷重1t未満	フォークリフト	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
		最大荷重1t以上		技能講習	
玉掛作業*		最大吊上げ荷重1t未満	玉掛	特別教育	
		最大吊上げ荷重1t以上		技能講習	

*クレーン作業に当たり、玉掛作業車は吊り上げ荷重の区分により「玉掛技能講習」「玉掛特別教育」の修了証が必要です。

*法改正等により、必要運転資格や機械区分等が変更になる場合がございます。

ご注意

1. 「日本キャタピラーレンタルサポート制度」は加入されたお客様のみサポートいたします。
2. このサポート制度はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
3. 現場状況等により、「日本キャタピラーレンタルサポート制度」の加入をお受けいたしかねる場合がございます。
4. お客様負担金とは、事故発生時にお客様にご負担いただく金額です。
5. 警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出て下さい。届出を怠った場合、サポート対象とならない事がございます。
6. 盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることがサポートの条件です。
7. 事故発生時はただちに弊社にご連絡下さい。遅れるとサポートできない場合がございます。
8. 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承諾を必要といたします。万一、弊社の承諾なく当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対してのサポートはいたしかねます。
9. 貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
10. 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合がございます。
11. 各サポート制度の支払い限度額を超える部分についてはお客様のご負担とさせていただきます。
12. サポート内容に、休業損害は含まれておりません。
13. レンタル機械及び車両の修理につきましては、弊社指定工場とさせていただきます。
14. このサポート制度のご案内に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準じるものとします。
15. サポート制度を年間に複数回使用された場合、サポート料、及びお客様負担金がアップする事があります。
16. 「日本キャタピラーレンタルサポート制度のご案内」は、2013年2月1日に改定されたものです。
又、この「日本キャタピラーレンタルサポート制度のご案内」は、予告無く内容を変更する場合がございます。

この「日本キャタピラーレンタルサポート制度」に関するお問合せは各支店営業所営業担当者へお問合せ下さい。